

別紙

審査基準：

法定の人的欠格事由のうち、

- 1 法第5条第1項第7号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を迷れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第10号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。
注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。
注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。
- 3 法第5条第1項第11号の「相当な理由」とは、過去において殺人、強盗等の犯罪を犯し、かつ、再犯のおそれがある場合等をいう。
- 4 法第5条第3項の基準の適用については、同条第1項第10号又は第11号に該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。
- 5 法第5条第4項の基準の適用については、当該違反行為による実害が軽微であるか、同種事案の再発防止が十分期待できるか等を判断の上、問題ない場合に限り、射撃練習を受ける資格を認定するものとする。